

平成26年度第1回城陽市障がい者自立支援協議会・全体会議事録

1. 日時 平成26年(2014年)10月20日(月) 午後2時00分開始
2. 場所 城陽市役所 2階 第1会議室
3. 協議事項 別紙のとおり
4. 出席委員 石原委員、大宮委員、小林委員、坂本委員、白井委員、田島委員
西山委員、古市委員、藤寄委員、本馬委員、三木委員、山形委員
山下委員、芳川委員、吉田委員
5. 欠席委員 アルデリャーナ委員、澤田委員、関川委員、山本委員
6. 事務局
小嶋福祉保健部長、角田福祉保健部次長、伊庭障がい福祉係長、
桐障がい福祉係主任、西村障がい福祉係主任、内田運営事務局員、妻木専門部会長
岸見専門部会長、竹内専門部会長、長山専門部会長、松崎専門部会長
手話通訳者・友岡、小山

1. 開 会

2. 福祉保健部長より挨拶

本日は、委員の皆さまには、何かとご多用のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

平素は、本市行政、とりわけ、障がい者福祉行政に関しまして、ご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本会議でございますが、今回は本年2月に開催させていただき、昨年4月より施行されました、略称ではございますが「障害者優先調達推進法」に基づきます「城陽市における障がい者の就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための平成25年度方針について」など、数点につきまして、ご報告、ご説明させていただいたところです。

本日は、この障害者就労施設からの調達の25年度実績の報告、及び平成26年度方針をご報告させていただきますほか、現在、本市において新たに制定すべく取り組んでおります、仮称ではありますが、「手話言語条例」について、ご協議を賜りたいと思っております。

さらには、数点の項目について、ご報告させていただくほか、「障がい者差別」に関して、意見交換をいただきたいと思っております。

以上、盛りだくさんの項目になりますが、よろしくお願い致しまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

3. 委員紹介

改選のあった新委員として、藤寄委員、三木委員からの自己紹介。

4. 議事

(1) 城陽市障がい者自立支援協議会の設置要綱から設置条例への変更について（事務局・障がい福祉係長より説明 資料2）

それでは、資料2（1）城陽市障がい者自立支援協議会の設置要綱から設置条例への変更について説明する。

自立支援協議会は平成23年9月1日に「城陽市障がい者自立支援協議会設置要綱」により設置されたが、平成26年10月1日より「城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」により設置されることとなった。

今後、障がい者計画を策定するに当たっては、法律により、障がい者団体等、関係者から意見の聞き取りを行うか、条例により設置された会議において協議を行うかのどちらかを行わなくてはならない。本市においては、障がい福祉に関わる関係者が多く集まり、様々なテーマについて話し合う自立支援協議会があるので、自立支援協議会において協議することが適当であると考えます。しかしながら、自立支援協議会は要綱による設置だったので、

条例による設置を行う必要があり、条例による設置とした。条例の名称に「自立支援協議会」という言葉が入っていないことについては、今回、市において、各会議や協議会に関する見直しが行われ、本自立支援協議会と同じように、条例による設置を進めたものもあり、それらを一括して、条例としたため、このようになっている。条例は、他の会議や協議会との兼ね合いもあり、自立支援協議会の詳細な定めがないため、別途、「城陽市障がい者自立支援協会規則」を定めている。

次に、「②傍聴に関する要領」について。今後、傍聴者が増えてきた場合に備えて、傍聴の手続き等の取決めを整理することとし、「城陽市障がい者自立支援協議会全体会の傍聴に関する要領（案）」を作成した。この要領は他のいろいろな協議会、会議等の傍聴要領を参考にし、事務局にて作成した。あくまで、案なので後ほど協議会として協議いただき、認められるならば、正式に要領として定めたいと思う。

難しい話を長々としてきたが、自立支援協議会の目的や方向性については、変わることはないので、各委員の皆様方におかれては、任期終了まで引き続き宜しくお願ひしたい。

以上が、「(1) 城陽市障がい者自立支援協議会の設置要綱から設置条例への変更について」となる。

次に、(2) 城陽市手話言語条例（仮称）について。現在、城陽市は、平成27年4月1日の施行予定で、城陽市手話言語条例（仮称）の制定に向けて動いている。手話は音声言語である日本語とは異なる1つの言語であり、障害者の権利に関する条約や、障害者基本法において、「手話は言語である」と位置づけられている。しかし、手話は言語という認識は、社会的には浸透しておらず、手話を使用する環境も十分には整備しているとは言えない。全国を先駆けて、鳥取県ではじめて手話言語条例が施行された。それに引き続き、全国的にも、手話言語条例の制定をする市町が出てきている。

福祉先進都市を掲げる城陽市としても、手話が言語であるという理念を広く市民に周知し、また、手話を使いやすい環境の構築を目指すために、手話言語条例の制定に向けての取り組みを平成26年5月より進めることとなった。手話言語条例は、手話を使いやすい環境を構築するために、市の責務及び市民の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって全ての市民が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目的とする。

協議については、「条例制定に向けた組織図」にあるように、検討委員会、意見聴取、聴覚言語障がい支援部会において行っている。本自立支援協議会の聴覚言語障がい支援部会に協力をいただいている。また、学識経験者からの意見として、本協議会の会長であり、本市の障がい福祉に精通されている関川先生に意見を伺っている。

条例骨子案として、構成は前文、目的、基本理念、市の責務、市民の役割、施策の策定及び推進、財政上の措置、城陽市手話施策推進会議、になる。次回の全体会の時にはほぼ決まってきたと思うので、詳しい報告をしたい。なお、先に手話言語条例を制定している自治体については、平成25年10月11日施行、鳥取県の「鳥取県手話言語条例」、

平成26年4月1日施行で、北海道石狩市「石狩市手話基本条例」、北海道新得町「手話に関する基本条例」、三重県松阪市「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」、平成26年7月1日施行で佐賀県嬉野市「嬉野市心の架け橋手話言語条例」、平成26年10月1日施行 北海道 鹿追町「手話に関する基本条例」がある。協議中は兵庫県篠山市、福島県郡山市、兵庫県三木市となっている。以上が、「(2) 城陽市手話言語条例(仮称)について」になる。

次に(3) 障害者優先調達推進法における今年度目標と昨年度実績について。平成26年度の目標額は、850万円と設定した。平成25年度の目標額が800万円だったので、6.25%アップになる。平成26年度数値の算出だが、参考数値として、4月上旬に各事業所対し、平成25年度の年間の集計を依頼した。届いた回答を集計すると約930万円となり、ここから平成25年度に臨時発生した事業分の約110万円を差し引くと820万円。これが毎年行われる経常事業分となり、目標値で20万円増。これを踏まえ今年度の目標とし、さらに30万円増の昨年度目標額から50万円アップの850万円を設定した。今年度は発注額上昇の取組として、各事業所から事業所PRや提供商品等のラインナップをもらい、それらを取りまとめたうえで、市関係各部署に情報提供した。

平成25年度実績額については、9,217,829円で確定した。実績の中身だが、物品の事務用品については用紙の購入。食料品については、戦没者追悼式の粗供養として購入したクッキーになる。小物雑貨については総務部署、管理部署、教育委員会にてゴミ袋を購入している分がほとんど。役務の印刷については、市の各部署における封筒印刷や冊子印刷が多くを占めている。清掃については青谷親水公園管理業務と枇杷庄公園・桜づつみの管理業務となる。市ホームページへの掲載だが、目標は5月に、実績は6月に行っている。説明は以上。

5. 報告

(1) 事務局からの報告(事務局より説明 資料3、4)

協議会の取り組みと、各部会の報告について。まず、上半期の全体の取り組みから。上半期は、サービス等利用計画推進会議 と、市民連続講座を開催した。サービス等利用計画推進会議は、城陽市福祉課、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所が集まり、サービス等利用計画作成にあたっての課題整理と、推進のための意見交換を行った。

市民連続講座は、障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例を周知し、障がい特性を知ろうという講座を開催した。条例の説明を、山城北保健所福祉室長の、藤寄美貴子氏が、聴覚障がいについては、京都府聴覚障害者協会の勝山靖子氏が、視覚障がいにつきましては、京都視覚障害者協会の清水和美氏から講演いただいた。この講座は2部構成とし、第2部は、知的障がいと精神障がいを主として実施した。知的障がいについては、京都府家庭支援総合センターの藤林亜美氏に、精神障がいについては、京都府精神保健福祉総合センターの熊取谷 晶氏から講演いただ

いた。第2部は、先着の50名をはるかに越える63名もの参加があり、地域住民の関心が大きかったと思われる。

次に各部会の取り組みについて。部会は、サービス調整検討部会、地域支援部会、聴覚言語障がい支援部会、療育部会、就労部会。

まずサービス調整検討部会は、毎回事例検討を通してサービス調整について意見交換している。上半期は、重複障がいがある方のサービス利用について、サービス利用にあたり、母親と本人の意向が異なるケースのアプローチについて、また、安定した服薬治療が続けられるために関係機関ができることについて協議した。

次に地域支援部会について。地域支援部会は、今年度から協議する課題を変更して検討しているので、後程部会長より報告する。

次に聴覚言語障がい支援部会について。上半期は4回開催し、防災マニュアルの広報活動と配布について、避難訓練実施について、手話言語条例制定に向けての準備等について話し合いがされた。

次に療育部会について。療育部会は、市内の児童に関わる事業所が集まって、困難事例についてケース検討を行っている。10月には、ふたば園の先生による発達障がいの理解についての研修会を予定している。

次に就労部会について。上半期は4回開催し、障がい者施設から、一般就労へステップアップに向けた取り組みづくり、企業へのインターンシップの取り組み、就労促進授産支援ネットワークとの連携、福祉事業所の見学等について話し合われた。インターンシップとは、一定期間企業等に研修生として働き、就職体験が行える制度のこと。城陽市内の一般企業で、インターンシップをしてくれるところを見つけ、受け入れに向けての準備を進めている。協力してくれる企業が、徐々に増えている。

下半期の取り組みについて、全体の取り組みとしては、市内の障がい者施設の見学会と、ひきこもりについての市民講座を予定している。障がい者施設見学会は11月21日に開催し、今年度は、地域福祉支援センター、心身障害者福祉センター、南山城学園彩雲館、まほら社、チェリー工房、あんだんてを予定している。

市民講座は、ひきこもりについて、12月4日に開催を検討している。詳細は調整中。

(2) 地域支援部会からの報告(部会長より説明 資料5)

地域支援部会は、今年度から精神障がいに係る課題を特化して協議することとなった。近年、精神障がい者について、本人、家族、近隣住民からの相談が増えてきたことを背景に、精神障がい者が地域で生活するために必要な資源や支援について検討することとなった。城陽市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は350人、精神障害者通院医療公費負担制度の利用者数は1,111人。病院にもつながっていないケースの相談もあるので、実際はもう少し人数は多いと思う。

地域支援部会の構成機関は10機関。第1回の話し合いは、地域支援部会の運営のあり

方、協議する課題について話し合った。部会のメンバーからは、精神障がいに関する基礎的な知識を学びたい、精神障がい者への支援方法等について実践を通じて学びたい、地域の社会資源や家族支援について学びたい等の意見が出た。

第2回は事例検討を行った。地域で社会資源を利用しながら生活する精神障がい者について。幻聴等があるなかで、支援者としてどうかかわったのか、どういったところが課題だったのか等を、事例を通じて話し合った。

今後としては、精神障がいの理解について、京都府精神保健福祉総合センターの職員より講演してもらう予定となっている。

【質疑・応答】

委員：サービス調整検討部会の報告のなかで、母子分離が難しい事例について。母の障がい理解をもっと得ないといけない。どのようになっているのか。

また、聴覚障がい者の防災マニュアルについて。視覚障がい者もあつたらいいのではないのか。

事務局：部会の事例については、事業所がアプローチはとっている。

防災マニュアルについては、聴覚言語障がい支援部会が、障がい当事者、関係者等と協議して作成した。視覚障がいについても、関係者として作成する意図等があるならば、検討したい。

委員：サービス等利用計画推進会議をもっているようだが、市として今後、どういった体制、目標を持っているのか。

事務局：市内の特定相談支援事業所が集まって、何度か協議の場を設けている。まずは市内で計画対象者を洗い出し、どういった順番で進めていくかを話し合った。他市町に比べて、相談支援事業の体制は充実しているのではと思う。

委員：全国的に見ても、京都府は計画作成の進捗率が悪い。児童は特に遅れている。保健所、圏域の自立支援協議会でも協議している。

4. 協議事項

(1)「城陽市障がい者自立支援協議会の傍聴に関する要領(案)について」

自立支援協議会の傍聴について案を作成した。内容につきましては、次のとおり。

第2条において定員を定めている。会場によっては変更可能とするものの基本的に定員を3名としている。第3条においては傍聴手続きを定めている。傍聴希望者は、開始15分前までに傍聴人受付票を提出したうえで、会長の許可が必要となる。また、定員を上回る希望があれば抽選となることを規定している。傍聴決定者には心得を配布する。第4条では傍聴不可になる者を定めている。酒気を帯びている者やビラ・掲示板・プラカード等を持っている者、ラッパ・太鼓等の楽器類を持っている者等は傍聴できないとしている。第5条では傍聴中の禁止事項を定めている。みだりに席を離れることの禁止、私語・談話

等の禁止、はちまきや腕章等の示威的行為の禁止、拍手等の賛否表明の禁止、飲食・喫煙の禁止としている。第6条では写真やビデオ撮影については、許可を得ない限り禁止すると定めている。第7条では会長の指示に従う必要があることを定めている。第8条では違反に対する措置を定めている。会長自指示に従わない場合は退場となる。第9条では傍聴の範囲を定めております。この全体会は傍聴を可としているが、各部会や運営調整会議は傍聴不可としている。以上が傍聴に関する要領についての説明となる。

【質疑・応答】

委員：傍聴の人数については。

事務局：3人としているが、会議室の大きさによっては変更する。

委員：傍聴の要領はいつから適用か。

事務局：次回の協議会から適応する。

委員：事務局案で良いのでは。

副会長：それでは要領制定の事務を進めてほしい。

（2）障がい者差別のない街づくりについて（障がい福祉係長より説明）

国では昨年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」通称「障害者差別解消法」の公布がされ、平成28年4月に施行されることとなった。また、京都府においては「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が制定された。このように、障がい者が地域で生活するに当たり、様々な不自由を感じたり、差別を感じたりすることについて、解消に向けた動きが国や府にある。自立支援協議会を通してできること、それぞれ関係者ができること等、障がい者差別のない街づくりを目指して、どういった取り組みができるか協議をお願いしたい。

なお、協議の参考に、事業所を通じて障がい当事者よりアンケートをとった。

（事務局よりアンケートについて説明 資料6）

このたび、26箇所の障がい者施設及び障がい者団体に対して、アンケートを実施した。部会長や施設職員が、アンケートに基づき、障がい者やその保護者に聞き取りを行い、集約したものが配っている資料になる。アンケートは、回答しやすいように、公共・地域・住居・仕事・学校の項目に分けて実施した。

アンケートについて説明すると、公共の分野でいうと、身体障がいの方から「タクシーを電話で頼んだ時に、車いすだと伝えると断られたことがある。」「車いすをタクシーに乗せるのに、嫌な顔をされる。」「電車を利用する際、公共交通機関側の事情に合わせてでしか利用できない。」「車いすで電車に乗る場合、降りる駅が了解を出さないと乗車できない。特にラッシュ時や雨天時は混雑するという理由で時間をずらされることが多い。」といった内容、聴覚障がいの方から「病院の待ち時間、「名前を呼ばれても聞こえないので、順番

が来たら声かけて下さい。」とお願いしたが、2時間待っても呼ばれないので、尋ねると「大きな声でお名前をお呼びしましたが、お返事がなかったので、お帰りになられたと思います。」と言われた。」といったアンケート結果となった。

地域の分野でいうと、身体障がいの方からで「車いすでレストランに行ったら断られた。」、知的障がいの保護者の方からで「グループホームに関する数枚の看板を外して欲しい。知的障がいの子を持つ親としては、気分が悪い。」、聴覚障がいの方からで、「筆談をお願いしたが、忙しいからと断られた。」「耳が悪いから何を考えているのかわからない。悪さをされる。」と誤解された。」、精神障がいの方からで、「賃貸住宅の住民と口喧嘩になると、「障がい者のくせに！」と言われる。」といったアンケート結果になった。

住居の分野でいうと、知的障がいの方からで、「賃貸マンションの設備に故障が生じ家主に相談に行くと器具の不良や老朽化を調べようともせず「使い方が分からないから無茶苦茶使ったんじゃないか。」と決めつけられた。」、聴覚障がいの方からで、「聞こえないから火事になったら危ない。」と賃貸の入居を拒否された。」といったアンケート結果になった。

仕事、学校に係る項目は該当するような内容がなかった。説明は以上になる。

【協議】

副会長：障がい者差別のないまちづくりを目指して、こういった取り組みが有効か等、こういったアンケートも参考にしながら、委員の皆様よりご意見をいただきたい。その前に、事務局の説明にもあった「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」について、簡単でいいので藤寄委員より説明いただきたい。

委員：障がい者に関わらず、高齢者等も含めて、府民が互いに尊重する社会の実現を目指す。啓発と差別への対応の内容があるが、具体的にはまだ検討中。条例のポイントは、「1. 障がいについての理解の促進」、「2. 不利益取扱いの禁止等」、「3. 相談体制と助言、あっせんの仕組み」、「4. 障がいのある人の社会活動の推進」、「5. 協議会の設置」。1、4、5が啓発。2、3が不利益取扱いに関する事。例えば、障がいという理由で家をかさない、医療を拒否等。合理的な理由があればいいが。事業者に対しては努力義務になっており、負担が重すぎない範囲にはなる。

差別を受けたとき等は、助言、あっせんの仕組みとして、相談の受付先として、地域相談員、広域相談員を配置し、調整委員会の設置等を検討している。地域相談員は、地元の身体障がい者相談支援、知的障がい者相談員等を考えている。差別に関する内容について、調整委員会でも解決しないようならば、府知事からの勧告、それでも解決しないならば、公表を行うこととなっている。ガイドラインについても作成中である。

副会長：それでは、こういった説明も参考に、差別のないまちづくりを目指して、協議し

ていきたい。こういった取り組みが有効等、建設的に話していきたい。

委員：視覚障がい者の話にもなるが。視覚障がい者は、見えないから近所付き合いが煩わしくなり、閉じこもりがちになる場合もある。家族も外に出したくないといった話も聞く。視覚障がい者も地域の一員であり、町内で仲良くしたい等の気持ちを持っている。ガイドヘルパーを利用して、うまく社会参加をしている人もいるが、そうでない人も多い。

委員：障がい者の交通機関の利用にあたって、機関によって対応が一致しないケースがある。指導してほしい。

委員：障がい者の理解について、小、中学校に、ボランティア団体や障がい者団体が行って、交流するような授業を持ってもらう。児童に対しては、障がいの理解を深めるような事業を実施しているが、大人の方は普及事業が少ない気がする。障がいを持つ個人に対しては、地域でも何とかしてあげようといった気持ちが出るが、「障がいを理解しましょう」といったような一般論だけでは、なかなか話が進まない。

委員：企業の理解をもっと深めるべき。一般市民にはすぐには浸透しにくい。大手企業等が率先して取り組むことで、少しずつ地域に広がっていくと思う。

委員：障がい者の差別等について、法律や条例がないとだめなのかとも感じてしまう。一般の方々の考え方をどう変えていくかが課題。

副会長：障がい者差別解消に向けて、京都府としても新たな取り組みが進められようとしています。それと並行して、地域での取り組みも求められるところと考えます。以前、防災に係るワークショップを協議会として実施された。障がい者団体に持ち帰って、非常に有効に活用している。そういった取り組みも有効だと思う。障がい者差別は非常に難しい問題だと思いますので、各事業所、団体でどういったことができるのか、普段から考えていただくことも非常に有効だと思う。また、自立支援協議会を通してどういった取り組みができるのか、今回いろいろといただいた意見を参考に、検討していきたい。

5. 閉 会

※次回の障がい者自立支援協議会・全体会は、平成27年2月開催予定。